

<p>三 中小企業 団体の組織 に関する法 律施行令第 11条第2項 の規定によ り知事の権 限に属する ものとされ た中小企業 団体の組織 に関する法 律に基づく 事務</p>	<p>1及び2 略</p>	<p>三 中小企業 団体の組織 に関する法 律施行令第 10条第2項 の規定によ り知事の権 限に属する ものとされ た中小企業 団体の組織 に関する法 律に基づく 事務</p>	<p>1及び2 略</p>
<p>四 中小企業 団体の組織 に関する法 律施行令第 11条第2項 又は第3項 の規定によ り知事の権 限に属する ものとされ た中小企業 団体の組織 に関する法 律に基づく 事務</p>	<p>1~3 略</p>	<p>四 中小企業 団体の組織 に関する法 律施行令第 10条第2項 又は第3項 の規定によ り知事の権 限に属する ものとされ た中小企業 団体の組織 に関する法 律に基づく 事務</p>	<p>1~3 略</p>
<p>五 中小企業 団体の組織 に関する法 律施行令第 13条におい て準用する 中小企業等 協同組合法 施行令(昭 和33年政令 第43号)第 29条の規定 により知事 の権限に属 するものと された中小 企業団体の 組織に関す る法律に基 づく事務</p>	<p>1 略</p>	<p>五 中小企業 団体の組織 に関する法 律施行令第 12条におい て準用する 中小企業等 協同組合法 施行令(昭 和33年政令 第43号)第 14条の規定 により知事 の権限に属 するものと された中小 企業団体の 組織に関す る法律に基 づく事務</p>	<p>1 略</p>
<p>六 中小企業 等協同組 合法第111 条の規定に よる協同組 合等の 共同事業 等以外の 事業の承認</p> <p>2 同法第9条の2 の2第2項(同法 第9条の9第5項 において準用する 場合を含む)の規 定による 交渉がで きないとき等のあ つせん又は承認</p> <p>3 同法第9条の2 の3(同法第9条 の9第5項におい て準用する場合 を含む)の規定に よる組合員以外の 者の事業の利用の 特例の認可及び認 可の取消し</p> <p>4 同法第9条の6 の2第1項及び第 4項(同法第9条 の9第5項におい て準用する場合</p>	<p>1 同法第9条の2 第7項(同法第9 条の9第5項にお いて準用する場合 を含む)の規定に よる協同組合等 の共同事業等以 外の事業の承認</p>	<p>六 中小企業 等協同組 合法第111条 の規定によ り知事の権 限に属する ものとされ た同法に基 づく事務</p> <p>1 同法第9条の2 の2第2項の規 定による交渉がで きないとき等のあ つせん又は承認</p> <p>1の2 同法第9条 の2の3の規定に よる組合員以外の 者の事業の利用の 特例の認可及び認 可の取消し</p>	<p>1 同法第9条の2 の2第2項の規 定による交渉がで きないとき等のあ つせん又は承認</p> <p>1の2 同法第9条 の2の3の規定に よる組合員以外の 者の事業の利用の 特例の認可及び認 可の取消し</p>











略		4 同条例第15条の規定による業務開始等の届出の受理							
	略								
	産業技術センター	鳥取県産業技術センター条例（平成11年鳥取県条例第36号）に基づく知事の権限に属する事務	1	すべての事務					
		鳥取県産業技術センター条例施行規則（平成12年鳥取県規則第57号）に基づく知事の権限に属する事務	1	すべての事務					
三	その他の事務	1	鳥取県個人情報保護条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（産業技術センターが管理している個人情報に係るものに限る。） （一）同条例第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長 （二）同条例第23条第1項及び第21項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なものを除く。） （三）同条例第29条及び第30条第1項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理（特に重要なものを除く。）						
		2	鳥取県情報公開条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（産業技術センターが保有している公文書に係るものに限る。） （一）同条例第7条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定（特に重要なものを除く。） （1）全部開示の決定 （2）部分開示の決定、非開示の決定、文書不存在の決定並びに存否応答拒否の決定 （イ）部分開						





<p>する事務</p> <p>産部共通の項の 一及び二におい て同じ。)が5億 円以上の工事に 係るもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の</p> <p>(三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの</p>											
<p>2 農林土木工事に 係る結算の変更</p> <p>(一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの</p> <p>(1) 契約金額 の2割以上の 増減を伴うも の</p> <p>(2) (1)以外 のもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の</p> <p>(三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの</p> <p>(1) 国庫負担 金又は国庫補 助金の交付の 対象となる工 事で結算の変 更について主 務大臣等の承 認を必要とす るものに係る もの</p> <p>(2) 契約金額 の5割以上の 増を伴うもの (変更後の請負 対象結算金額 が2億円以上 となる場合に 限る)</p> <p>(3) (1)及び (2)以外のも の</p>				<p>2 農林土木工事に 係る結算の変更</p> <p>(一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの</p> <p>(1) 契約金額 の2割以上の 増減を伴うも の</p> <p>(2) (1)以外 のもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の</p> <p>(三) 請負対象設 計金額が1億円 以上2億円未満 の工事に係るも の</p> <p>(1) 国庫負担 金又は国庫補 助金の交付の 対象となる工 事で結算の変 更について主 務大臣等の承 認を必要とす るものに係る もの</p> <p>(2) 契約金額 の5割以上の 増を伴うもの</p> <p>(3) (1)及び (2)以外のも の</p> <p>(四) 請負対象設 計金額が1億円 未満の工事に係 るもの</p> <p>(1) 国庫負担 金又は国庫補 助金の交付の 対象となる工 事で結算の変 更について主 務大臣等の承 認を必要とす るものに係る もの</p> <p>(2) 契約金額 の5割以上の 増を伴うもの (変更後の請負 対象結算金額 が1億円以上 となる場合に 限る)</p> <p>(3) (1)及び (2)以外のも の</p>							
<p>3 農林土木工事に</p>				<p>3 農林土木工事に</p>							

	<p>係る請負契約の締結を随意契約の方法によることとの決定（3の2の場合を除く。）</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p>										<p>係る請負契約の締結を随意契約の方法によることとの決定（3の2の場合を除く。）</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>								
	<p>3の2 農林土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることとの決定（技術提案型の随意契約の場合）</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>										<p>3の2 農林土木工事に係る請負契約の方法によることとの決定（技術提案型の随意契約の場合）</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>								
	<p>4 農林土木工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>										<p>4 農林土木工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>								
	<p>5 農林土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p>										<p>5 農林土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が4,000万円以上5,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(四) 契約の対象となる部分の金額が4,000万円未満の工事に係るもの</p>								
	<p>6 農林土木工事に係る監計又は監督の委託の決定</p>										<p>6 農林土木工事に係る監計又は監督の委託の決定</p>								



		<p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>				総合事務所長								総合事務所長
4	同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名	<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>				総合事務所長								総合事務所長
5	同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定	<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>				総合事務所長								総合事務所長
6	同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定	<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>				総合事務所長								総合事務所長
7	同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認	<p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象金額が5億円以上となる場合を除く。))が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計</p>				総合事務所長								総合事務所長
		<p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>												総合事務所長
4	同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名	<p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>				総合事務所長								総合事務所長
5	同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定	<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>				総合事務所長								総合事務所長
6	同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定	<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>				総合事務所長								総合事務所長
7	同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認	<p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象金額が5億円以上となる場合を除く。))が5億円未満の工事に係るもの</p>				総合事務所長								総合事務所長



	計金額が2億円未満の工事に係るもの																																	
13	略																																	
14	<p>同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。))が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>																																	
15	<p>同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。))が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>																																	

	<p>計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>																											
	<p>16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止          (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの          (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)において、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの          (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>										総合事務所長																	総合事務所長
	<p>17 同規則第41条の規定による工期の延長の承認          (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの          (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)において、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの          (三) 請負対象設計金額が2億円</p>										総合事務所長																	総合事務所長
	<p>計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>																											
	<p>16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止          (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの          (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)において、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)及び(四)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの          (三) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの          (四) 請負対象設計金額が1億円</p>																											
	<p>17 同規則第41条の規定による工期の延長の承認          (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの          (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)において、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)及び(四)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの          (三) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの          (四) 請負対象設計金額が1億円</p>																											

<p>未済の工事に係るもの</p>	<p>18 同規則第42条第1項の規定による工期の遅滞の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。))が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの</p>				<p>— 総合事務所長</p>				
<p>未済の工事に係るもの</p>	<p>19 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。))が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの</p>				<p>— 総合事務所長</p>				

	<p>にあつては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの</p>					<p>にあつては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの</p>			
20～25 略									
	<p>26 同規則第7条第1項の規定による工事に係るもの          (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの          (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあつては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）を以下(三)において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの          (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>				総合事務所長	<p>26 同規則第7条第1項の規定による工事に係るもの          (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの          (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあつては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）を以下(三)及び(四)において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの          (三) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの          (四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>			総合事務所長
27及び28 略									
	<p>29 同規則第9条第2項（同規則第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払          (一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあつては、当初の請負対象設計金額（二）において同じ。）が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの          (二) 請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となるものを</p>				総合事務所長	<p>29 同規則第9条第2項（同規則第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払          (一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあつては、当初の請負対象設計金額（二）において同じ。）が1億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの          (二) 請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となるものを</p>			総合事務所長







<p>八 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務</p>																			
<p>1. 同法第10条第20項の規定による組合の指定</p>																			
<p>2. 略</p>																			
<p>3. 同法第11条の4第1項の規定による組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認</p>																			
<p>4. 同法第11条の5に規定する組合と特定関係者又はその特定関係者に係る利用者との間における取引又は行為の承認</p>																			
<p>5. 同法第11条の7第1項の規定による組合の共済規程の設定又は同法第3項の規定による変更若しくは廃止の承認</p>																			
<p>6. 同法第11条の15の規定による価格変動準備金の不積立等に関する認可</p>																			
<p>7. 同法第11条の23第1項の規定による組合の信託規程の設定又は同法第3項の規定による変更若しくは廃止の承認</p>																			
<p>8. 同法第11条の26の規定により信託の引受けの事業を行う農業協同組合について知事の権限に属するものとされた信託法（大正11年法律第2号）に基づく事務        (一) 信託法第23条第1項の規定による信託財産の管理方法の変更        (二) 信託法第46条の規定による</p>																			

<p>八 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1. 同法第10条第15項の規定による国債等の募集の取扱いの事業の認可</p>																		
<p>2. 同法第10条第18項の規定による同法第7項の事業の認可又は事業内容等の変更の認可</p>																			
<p>3. 同法第10条第19項の規定による信託業務に係る事業の認可又は信託業務の形態等の変更の認可</p>																			
<p>4. 同法第10条第20項の規定による同法第3項の事業の認可</p>																			
<p>5. 同法第10条第24項の規定による組合の指定</p>																			
<p>6. 略</p>																			
<p>7. 同法第11条の3第1項の規定による組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認</p>																			
<p>8. 同法第11条の3の2に規定する組合と特定関係者又はその特定関係者に係る利用者との間における取引又は行為の承認</p>																			
<p>9. 同法第11条の4第1項の規定による組合の共済規程の設定又は同法第3項の規定による変更若しくは廃止の承認</p>																			
<p>10. 同法第11条の8第1項の規定による組合の信託規程の設定又は同法第3項の規定による変更若しくは廃止の承認</p>																			
<p>11. 同法第11条の11の規定により信託の引受けの事業を行う農業協同組合について知事の権限に属するものとされた信託法（大正11年法律第2号）に基づく事務        (一) 信託法第23条第1項の規定による信託財産の管理方法の変更        (二) 信託法第46条の規定による</p>																			

<p>受託者の辞任の許可 (三) 信託法第47条の規定による受託者の解任 (四) 信託法第58条の規定による信託の解除の命令</p>									
<p>9. 同法第11条の29第1項の規定による組合の宅地等供給事業実施規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認</p>									
<p>10 同法第11条の32第1項の規定による組合の農業経営規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認</p>									
<p>11 同法第11条の33第3項の規定による共済契約に係る契約条件の変更の申出の承認</p>									
<p>12 同法第11条の34の規定による共済契約の解除に係る業務の停止その他必要な措置の命令</p>									
<p>13 同法第11条の42第1項の規定による共済の契約条件の変更に係る議決による契約条件の変更の承認</p>									
<p>14 同法第11条の46第2項の規定による組合又はその子会社が基準を超えて特定事業会社の議決権を有することについての承認</p>									
<p>15 同法第40条第1項の規定による組合員その他の利害関係人の請求による組合の一時理事若しくは監事の職務を行つべき者の選任又は役員を選挙若しくは選任するための総会を招集して選挙若しくは選任をさせること</p>									
<p>16 同法第40条第3項の規定による組合員その他の利害関係人の請求による一時代表理事の選任</p>									
<p>17 同法第44条第2項の規定による組合の定款の変更の認可</p>									
<p>18 同法第44条第3項において準用する同法第31条第2項の規定による組合の定款の変更の</p>									
<p>受託者の辞任の許可 (三) 信託法第47条の規定による受託者の解任 (四) 信託法第58条の規定による信託の解除の命令</p>									
<p>12 同法第11条の14第1項の規定による組合の宅地等供給事業実施規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認</p>									
<p>13 同法第11条の15の3第1項の規定による組合の農業経営規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認</p>									
<p>14 同法第40条第1項の規定による組合員その他の利害関係人の請求による組合の仮理事の選任又は役員を選挙若しくは選任するための総会を招集して選挙若しくは選任をさせること</p>									
<p>15 同法第44条第2項の規定による組合の定款の変更の認可</p>									
<p>16 同法第44条第3項において準用する同法第31条第2項の規定による組合の定款の変更の</p>									





14 略	
15 略	
16 同法第83条第3項(同法第100条第41項において準用する場合を含む。)において準用する同法第80条第2項の規定による組合の解散の認可に関する証明	
17 略	
18 略	
19 同法第84条第3項(同法第100条第41項において準用する場合を含む。)において準用する同法第80条第2項の規定による組合の合併の認可に関する証明	
20 略	
21 同法第100条第2項において準用する民法第56条の規定による生産森林組合の仮理事の選任	
22 同法第108条の3第2項において準用する同法第84条第2項の規定による連合会の権利義務の包括承継の認可	
23 略	
24 略	
25 略	
26 略	
27 略	
28 同法第114条の規定による組合の解散の命令	
29 同法第115条第1項(同法第2項において準用する場合を含む。)の規定による組合に係る議決又は選挙若しくは当選の取消し	
30 略	
十 略	
十一 水産業	1 略
協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づく知事の権限に属する事務	2 同法第15条の2第1項(同法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による共済規程の認可又は同法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による共済規程の

9 略	
10 略	
11 略	
12 略	
13 略	
14 略	
15 略	
16 略	
17 略	
18 略	
19 同法第115条第1項の規定による組合の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し	
20 略	
十 略	
十一 水産業	1 略
協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づく知事の権限に属する事務	2 同法第15条の2第1項(同法第96条第1項及び第100条の6第1項において準用する場合を含む。)の規定による共済規程の認可又は同法第96条第1項及び第100条の6第1項において準

<p>変更若しくは廃止の認可</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



															<p>属する次の事務                  (一) 認定の判定及び再判定結果の通知                  (二) 認定書の交付又は再交付並びに調査及び再検査の結果の通知                  (三) 農林水産大臣への報告、申請及び届出                  (四) 独立行政法人農林水産消費技術センターへの報告                  (五) 鳥取県有機農産物等認定業務規程その他認定業務規程に関する規程の制定又は改廃                  (1) 特に重要なもの                  (2) (1)以外のもの                  (六) (一) から(五)までに掲げるもの以外のもの</p>									
															<p>3 酒税の保安及び酒類組合等に関する法律(昭和三十九年法律第七号)第86条の6第1項の規定に基づく酒類における有機等の表示基準を満たしていることの証明を行う知事の権限に属する次の事務                  (一) 証明判定の結果の通知                  (二) 証明書の交付又は再交付並びに調査及び再調査の結果の通知                  (三) 証明の取消                  (四) 鳥取県有機農産物加工酒類証明業務規程その他証明業務規程に関する規程の制定又は改廃変更又は廃止                  (1) 特に重要なもの                  (2) (1)以外のもの                  (五) (一) から(四)までに掲げるもの以外のもの</p>									
		2. 略											4. 略											
<p>農業 三 大学の 事務 学校</p>												<p>農業 三 大学の 事務 学校</p>	<p>1 鳥取県個人情報保護条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(農業大学校が管理している個人情報に係るものに限る。)                  (一) 同条例第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定、不存否通知及び期間の延長</p>											

